

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

○北海道立学校条例の一部を改正する条例……………	(教育庁高校教育課)	13
○北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例…	(警察本部会計課)	14
○北海道警察組織条例の一部を改正する条例……………	(警察本部警務課)	14

目	次	ページ
---	---	-----

条 例

○北海道循環資源利用促進税条例……………	(税務課)	1
○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例		
……………	(人事課)	6
○北海道税条例の一部を改正する条例……………	(税務課)	6
○北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		
……………	(環境生活部総務課)	7
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		
……………	(保健福祉部総務課)	7
○北海道立衛生学院条例の一部を改正する条例……………	(医療政策課)	7
○北海道保健所条例の一部を改正する条例……………	(地域保健課)	8
○北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する等の条例		
……………	(障害者保健福祉課)	8
○北海道身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例		
……………	(障害者保健福祉課)	9
○北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		
……………	(経済部総務課)	9
○北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		
……………	(農政課)	9
○北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		
……………	(水産林務部総務課)	11
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		
……………	(建設部総務課)	11
○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例		
……………	(教育庁教職員課)	12

条 例

北海道循環資源利用促進税条例をここに公布する。

平成17年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第124号

北海道循環資源利用促進税条例

(課税の根拠)

第1条 道は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第4条第6項の規定に基づき、産業廃棄物の排出抑制及び循環資源(産業廃棄物のうち有用なものをいう。以下同じ。)の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、循環資源利用促進税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 最終処分業者 次に掲げる者であって道内において産業廃棄物の埋立処分を事務又は業として行うものをいう。

ア 廃棄物処理法第11条第2項の規定により産業廃棄物の処理を行う市町村

イ 廃棄物処理法第14条第6項又は第14条の4第6項の許可を受けている者

- (3) 最終処分場 次に掲げるものであって道内に設置されたものをいう。

ア 廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成9年政令第269号)の施行の日前に設置された産業廃棄物の最終処分場であって、同項の許可を受けなければならないこととされていたもの以外のものを含む。)

イ 市町村が設置する一般廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）の最終処分場のうち一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の埋立処分の用に供するもの

（納税義務者等）

第3条 循環資源利用促進税は、産業廃棄物の最終処分場への処分のための搬入に対し、当該産業廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）に課する。

2 前項の規定にかかわらず、循環資源利用促進税は、埋立処分を委託された最終処分業者が当該埋立処分を他の最終処分業者に委託をした場合にあっては、当該他の最終処分業者が設置する最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該委託をした最終処分業者に課する。

（課税標準）

第4条 循環資源利用促進税の課税標準は、最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量とする。

2 前項に規定する産業廃棄物の重量の計測が困難な場合は、容量を計測し、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

（税率）

第5条 循環資源利用促進税の税率は、1トンにつき1,000円とする。

（徴収の方法）

第6条 循環資源利用促進税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、排出事業者が自ら設置する最終処分場においてその処分を行うための産業廃棄物の搬入に対して課する循環資源利用促進税の徴収は、申告納付の方法による。

（特別徴収義務者）

第7条 循環資源利用促進税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、最終処分業者とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、最終処分業者のほか、循環資源利用促進税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。

3 特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る最終処分場へ産業廃棄物が搬入されたときには、当該産業廃棄物の搬入に対する循環資源利用促進税を徴収しなければならない。

（申告納入の手続等）

第8条 特別徴収義務者は、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき循環資源利用促進税について、当該期間直後の同表の当該右欄に定める期限までに、規則で定めるところにより、循環資源利用促進税の課税標準、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって指定金融機関（収納代理金融機関を含む。以下同じ。）又は出納員（収入に関し出納員の事務の委任を受けた会計職員を含む。以下同じ。）に納入しなければならない。ただし、最終処分場における埋立処分を終了し、又は休止した場合は、その終了し、又は休止した日から1月以内に、その終了し、又は休止した日までにおいて徴収すべき循環資源利用促進税について、申告納入しなければならない。

1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	1月末日

2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納入に係る期間又は期限を指定することができる。

（特別徴収義務者としての登録）

第9条 特別徴収義務者は、産業廃棄物の最終処分場への搬入が開始される日前5日（第7条第2項の規定により特別徴収義務者として指定された者は当該指定の通知を受けた日後5日）までに、最終処分場ごとに、それぞれ次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して、特別徴収義務者としての登録を申請しなければならない。

- （1）特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- （2）最終処分場の名称及び所在地並びにその概要
- （3）産業廃棄物の最終処分場への搬入が開始される日又は特別徴収義務者として指定の通知を受けた日
- （4）その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の申請書を受理した場合には、当該特別徴収義務者を特別徴収義務者として登録するとともに、当該特別徴収義務者に対しその旨を通知し、

及び規則で定める証票を交付するものとする。

3 前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者は、登録を受けた事項に変更があった場合は、その変更があった日から10日以内に、規則で定める登録変更申請書を知事に提出して、登録の変更を申請しなければならない。

4 第2項の規定は、前項の登録変更申請書の提出があった場合について準用する。

5 第2項（前項において準用する場合を含む。）の証票（以下「証票」という。）の交付を受けた特別徴収義務者は、これを当該最終処分場の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

6 証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

7 証票の交付を受けた特別徴収義務者は、特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から10日以内に、その証票を知事に返納しなければならない。

（徴収猶予）

第10条 知事は、法第15条の規定による場合のほか、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び循環資源利用促進税の全部又は一部を第8条第1項の期限までに受け取ることができなかったことにより、その納入すべき循環資源利用促進税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、2月以内の期間を限ってその徴収を猶予するものとする。この場合において、知事は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認める場合を除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。

2 前項の規定による徴収猶予の申請をする特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 最終処分場の名称及び所在地

(3) 納期限までに受け取ることができなかった産業廃棄物の埋立処分に係る料

金及び循環資源利用促進税額

(4) 徴収の猶予を受けようとする税額及び期間

(5) その他参考となる事項

3 法第15条第4項、第15条の2及び第15条の3並びに第16条の2第1項から第3項までの規定は第1項前段の規定による徴収猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は第1項後段の規定による担保について準用する。

4 知事は、第1項の規定により徴収猶予をした場合には、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

第11条 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び循環資源利用促進税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した循環資源利用促進税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その循環資源利用促進税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条第1項の規定により徴収猶予をしているときその他その循環資源利用促進税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 前項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 循環資源利用促進税を受け取ることができなくなった事由及びその金額の明細又は徴収した循環資源利用促進税額を失った事由及びその金額の明細

(3) その他知事が必要と認める事項

3 知事は、第1項の規定により循環資源利用促進税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

4 知事は、第1項の申請があった場合には、同項に規定する措置を採るかどう
かについて、その申請があった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなけ
ればならない。

（申告納付の手続等）

第12条 第6条ただし書の規定によって循環資源利用促進税を申告納付すべき者
（以下「申告納税者」という。）は、次の表の左欄に掲げる期間における循環資
源利用促進税について、当該期間直後の同表の当該右欄に定める期限までに、
規則で定めるところにより、循環資源利用促進税の課税標準、税額その他必要
な事項を記載した納付申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付書
によって指定金融機関又は出納員に納付しなければならない。ただし、最終処
分場における埋立処分を終了し、又は休止した場合は、その終了し、又は休止
した日から1月以内に、その終了し、又は休止した日までにおいて納付すべき
循環資源利用促進税について、申告納付しなければならない。

1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	1月末日

2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納付
に係る期間又は期限を指定することができる。

3 第1項の規定により納付申告書を提出した者は、当該納付申告書を提出した
後においてその申告に係る課税標準又は税額を修正しなければならない場合
には、遅滞なく、規則で定めるところにより、修正申告書を提出するとともに、
その修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなけ
ればならない。

（最終処分場への産業廃棄物の搬入開始の届出）

第13条 申告納税者は、自ら設置する最終処分場へ産業廃棄物の搬入を開始する
日前5日までに、最終処分場ごとに、それぞれ次に掲げる事項を記載した届出
書により、知事に届け出なければならない。

(1) 申告納税者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏
名

(2) 最終処分場の名称及び所在地並びにその概要
(3) 産業廃棄物の最終処分場への搬入を開始する日
(4) その他知事が必要と認める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出をした事項に変更があった場合
又はその届出に係る最終処分場における埋立処分を終了し、若しくは休止した
場合は、その変更があった日又はその終了し、若しくは休止した日から10日以
内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（更正及び決定に係る不足金額等の納入等）

第14条 特別徴収義務者及び申告納税者（以下「特別徴収義務者等」という。）
は、法第733条の16第4項、法第733条の18第5項又は法第733条の19第4項の規
定による循環資源利用促進税に係る更正又は決定の通知を受けた場合は、当該
不足金額（更正による納入金若しくは税金の不足金額又は決定による納入金額
若しくは税額をいう。）及び過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加
算金額を、それぞれ当該通知書で指定する納期限までに、納入書又は納付書に
よって指定金融機関又は出納員に納入し、又は納付しなければならない。

（特別徴収義務者等の帳簿の記載義務等）

第15条 特別徴収義務者等は、帳簿を備え、規則で定めるところにより産業廃棄
物の最終処分場への搬入に関する事実をこれに記載し、第8条及び第12条に規
定する申告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなけ
ればならない。

2 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）第124条から第130条までの規定
は、前項の規定による特別徴収義務者等の帳簿の備付け、記載及び保存につい
て準用する。

（賦課徴収）

第16条 循環資源利用促進税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほ
か、法令及び北海道税条例の定めるところによる。この場合において、同条例
第3条第2項中「(3) 狩猟税」とあるのは「(3) 狩猟税」と、同
第4条第2項中「(4) 循環資源利用促進税」とあるのは「(4) 循環資源利用促進税」と、同

条例第8条第1項中「(12) 狩 猟 税 狩猟者の登録を受ける地（狩猟者の登
録を受ける場合にあつては、石狩支庁の所管
「(12) 狩 猟 税 狩猟者の登録を受

ある場合にあって
録を受ける地が札幌市で
区域内の地) 」とあるのは (13) 循環資源利 最終処分場の所在
用促進税 又は札幌南道税事
札幌中央道税事務所

ける地 (狩猟者の登録を受ける地が札幌市で
は、石狩支庁の所管区域内の地)
地 (最終処分場の所在地が札幌北道税事務所 と、同条例第20条の2中「この
務所の所管区域内である場合にあっては、札
の所管区域内の地) 」
条例」とあるのは「この条例又は北海道循環資源利用促進税条例 (平成17年北
海道条例第124号)」とする。

2 循環資源利用促進税は、地方税法施行令 (昭和25年政令第245号) 第6条の17
第2項第9号に規定する法定外目的税で条例で指定するものとする。

(減免)

第17条 知事は、申告納税者が震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する
災害により被害を受けた者である場合において、必要があると認めるときは、
循環資源利用促進税を減免する。

2 前項の規定によって減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した
申請書に知事が必要と認める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 申告納税者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏
名
- (2) 年度、期間及び税額
- (3) 減免を受けようとする理由
- (4) その他知事が必要と認める事項

(循環資源利用促進税の使途)

第18条 知事は、道に納入され、又は納付された循環資源利用促進税額に相当す
る額から循環資源利用促進税の賦課徴収に要する費用に相当する額を控除して
得た額を、産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄
物の適正な処理に係る施策に要する費用に充てなければならない。

(規則への委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算
して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後の産
業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。
- 3 施行日において現に最終処分業者である者については、施行日に産業廃棄物
の最終処分場への搬入が開始されたものとみなして、第9条第1項の規定を適
用する。この場合において、同項中「開始される日前5日」とあるのは、「開始
された日後5日」とする。
- 4 施行日において現に自ら設置する最終処分場においてその処分を行うための
産業廃棄物の搬入を行っている排出事業者については、施行日に当該最終処分
場における産業廃棄物の搬入を開始したものとみなして、第13条第1項の規定
を適用する。この場合において、同項中「開始する日前5日」とあるのは、「開
始した日後5日」とする。
- 5 第9条第1項及び第2項の規定による特別徴収義務者としての登録の申請及
び証票の交付は、施行日前においても同条第1項及び第2項の規定の例により
行うことができる。
- 6 第13条第1項の規定による自ら設置する最終処分場への産業廃棄物の搬入開
始の届出は、施行日前においても同項の規定の例により行うことができる。
- 7 第15条第2項において準用する北海道税条例第126条 (同条例第129条におい
て準用する場合を含む。以下同じ。) の規定による帳簿の電磁的記録による備付
け及び保存又は電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に係る承認の申請
は、施行日前においても同項において準用する同条例第126条の規定の例により
行うことができる。
- 8 施行日から平成19年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる産業廃
棄物の最終処分場への搬入に対する第5条の規定の適用については、同条中同
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの
とする。

排出事業者（最終処分者を除く。）が自ら設置する最終処分場においてその処分を行うための産業廃棄物の当該最終処分場への搬入（以下「自己処分のための搬入」という。）	1,000円	250円
自己処分のための搬入以外の産業廃棄物の最終処分場への搬入	1,000円	330円

9 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる産業廃棄物の最終処分場への搬入に対する第5条の規定の適用については、同条中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

自己処分のための搬入	1,000円	500円
自己処分のための搬入以外の産業廃棄物の最終処分場への搬入	1,000円	660円

10 知事は、この条例の施行後5年を目途として、産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用の推進状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第125号

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」を削り、「前条第2項」を「第9条第2項」に改め、同条第3項中「日常生活を営むのに支障がある」及び「（以下この項において「要介護者」という。）」を削り、「養育」を「養育する」に、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、「第16条第1項に規定する者（以下この項

及び次項において「要介護者」という。）のある職員が当該要介護者を介護する」と、「に改め、「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」を削り、「介護」と読み替える」を「介護する」と読み替える」に改め、同条を第9条の3とし、第9条の次に次の1条を加える。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。

2 前項の規定は、第16条第1項に規定する者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。）が当該子を養育する」とあるのは「第16条第1項に規定する者（以下この項において「要介護者」という。）のある職員が当該要介護者を介護する」と、「育児」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、第1項（前項において準用する場合を含む。）に規定する早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第126号

北海道税条例の一部を改正する条例
北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。
附則第14条中「平成18年 7 月31日」を「平成23年 7 月31日」に改める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成17年12月20日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第127号

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
別表第 2 中「虻田町 壮瞥町 厚真町」を「壮瞥町 厚真町 洞爺湖町」に改める。
別表第 3 中「帯広市」を「帯広市 岩見沢市」に、「余市町 北村」を「余市町」に、「洞爺村 白老町 早来町」を「白老町」に、「穂別町」を「洞爺湖町 安平町 むかわ町」に、「静内町 様似町」を「様似町 新ひだか町」に改める。

附 則
この条例は、平成18年 3 月27日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定中「静内町 様似町」を「様似町 新ひだか町」に改める部分は、同月31日から施行する。
北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成17年12月20日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第128号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第 8 号）の一部を次のように改正する。
別表第 2 中「当別町 上磯町」を「北斗市 当別町」に改める。

附 則
1 この条例は、平成18年 2 月 1 日から施行する。
2 この条例の施行の際北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第 1 の 8 の項の左欄に掲げる事務に係る北海道福祉のまちづくり条例（平成 9 年北海道条例第65号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に北海道福祉のまちづくり条例の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては北斗市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同条例の適用については、北斗市長のした処分その他の行為又は北斗市長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

北海道立衛生学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成17年12月20日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第129号

北海道立衛生学院条例の一部を改正する条例
北海道立衛生学院条例（昭和36年北海道条例第63号）の一部を次のように改正する。
第 1 条中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。
第 4 条及び第 5 条を削る。
第 3 条の見出しを「(学科等)」に改め、同条に次の 1 項を加える。
2 前項に定めるもののほか、学院の附帯事業として、学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条の 2 の教育以外の教育を行うため、学院に通信制看護学科を置く。
第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。
（附置施設）
第 3 条 学院に次条第 2 項の通信制看護学科における教育を行うための施設を附

置する。

- 2 前項の施設は、留萌市に置く。

第4条の次に次の1条を加える。

（入学検定料等）

第5条 学院に入学しようとする者から入学検定料を、学院の入学者から入学科を、並びに学院の学生から授業料又は通信教育受講料及び再試験料（通信制看護学科の学生であって一の授業科目について不合格となったものに対し再度行う試験に係る手数料をいう。以下同じ。）を徴収する。

- 2 前項の入学検定料、入学科、授業料、通信教育受講料及び再試験料の額は、次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 3,100円（通信制看護学科に係るものにあつては、1万2,500円）
(2) 入学科 5,650円（通信制看護学科に係るものにあつては、1万1,000円）
(3) 授業料 月額9,300円
(4) 通信教育受講料 1単位1万円
(5) 再試験料 1授業科目1,600円

- 3 第1項の入学検定料、入学科又は再試験料は、受験手続、入学手続又は再試験の申出を行う際に、北海道収入証紙で納めなければならない。

- 4 知事は、学資の支弁が極めて困難な事情にある学生に対しては、第1項の授業料又は通信教育受講料を減免することができる。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とする。

附則第3項中「第6条第4項」を「第5条第4項」に、「又は授業料」を「、授業料」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条及び第5条を削る改正規定、第4条の次に1条を加える改正規定、第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とする改正規定（第6条を削る部分に限る。）並びに附則第3項の改正規定並びに次項の規定 公布の日
(2) 第1条の改正規定 公布の日から起算して5月を超えない範囲内において

規則で定める日

（北海道立衛生学院条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 北海道立衛生学院条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第71号）の一部を次のように改正する。

北海道立衛生学院条例第6条第2項の改正規定及び附則第2項中「第6条第2項」を「第5条第2項第3号」に改める。

北海道保健所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第130号

北海道保健所条例の一部を改正する条例

北海道保健所条例（昭和23年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。
別表北海道浦河保健所の項中「三石町 浦河町」を「浦河町」に改め、同表北海道静内保健所の項所管区域の欄中「静内町」を「新ひだか町」に改め、同表北海道北見保健所の項中「北見市 女満別町」を「北見市」に改め、同表北海道網走保健所の項中「網走市 東藻琴村」を「網走市」に、「小清水町」を「小清水町 大空町」に改め、「常呂町」を削る。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。ただし、別表北海道網走保健所の項の改正規定中「常呂町」を削る部分は、同月5日から施行する。

北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成17年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第131号

北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する等の条例

（北海道立児童福祉施設条例の一部改正）

- 第1条** 北海道立児童福祉施設条例（昭和36年北海道条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条の表知的障害児施設（自閉症児及び知的障害児の混合療育施設）の部

及び肢体不自由児施設の部北海道立白糠学園の項を削る。

第2条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第3条第1項中「北海道立もなみ学園、」を削る。

第4条を削る。

第5条第2項を削り、同条を第4条とする。

第6条を削り、第7条を第5条とする。

(北海道知的障害者総合援護施設条例等の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 北海道知的障害者総合援護施設条例（昭和43年北海道条例第4号）
- (2) 北海道身体障害者総合更生援護施設条例（昭和54年北海道条例第1号）

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

北海道身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成17年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第132号

北海道身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例

北海道身体障害者更生援護施設条例（昭和39年北海道条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条の表を次のように改める。

名 称	位 置	施 設 の 種 類
北海道立身体障害者リハビリテーションセンター	美唄市	身体障害者更生施設

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第133号

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「士別市」を「北見市 岩見沢市 士別市 名寄市」に、「富良野市」を「富良野市 伊達市」に、「赤井川村 北村 栗沢町」を「赤井川村」に、「剣淵町 風連町」を「剣淵町」に、「小清水町 端野町」を「小清水町」に、「佐呂間町 常呂町」を「佐呂間町」に、「大滝村 壮瞥町」を「壮瞥町」に改める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2の改正規定中「富良野市」を「富良野市 伊達市」に改める部分及び「大滝村 壮瞥町」を「壮瞥町」に改める部分 平成18年3月1日
- (2) 別表第2の改正規定中「士別市」を「北見市 岩見沢市 士別市 名寄市」に改める部分（北見市に係る部分に限る。）及び「小清水町 端野町」を「小清水町」に、「佐呂間町 常呂町」を「佐呂間町」に改める部分 平成18年3月5日

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第134号

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項(1)中「第15条の15第1項」を「第15条の2第1項」に改め、同項(2)中「第15条の16」を「第15条の3」に改め、同項(3)中「第15条の17第1項」を「第15条の4第1項」に改め、同項(4)中「第15条の17第2項」を「第15条の4第2項」に改める。

別表第2中「登別市」を「登別市 伊達市」に、「赤井川村 北村」を「赤井川

村」に、「虻田町 大滝村 早来町 日高町 平取町 三石町」を「洞爺湖町 平取町」に改める。

別表第3中「知内町 上磯町」を「伊達市 北斗市 知内町」に、「赤井川村 北村」を「赤井川村」に、「虻田町 大滝村 日高町 三石町」を「洞爺湖町」に改める。

別表第4中「恵庭市」を「恵庭市 伊達市」に、「赤井川村 北村」を「赤井川村」に、「虻田町 大滝村 早来町 日高町 平取町 三石町」を「洞爺湖町 平取町」に改める。

別表第5中「登別市」を「登別市 伊達市」に、「利尻町 女満別町」を「利尻町」に、「虻田町 大滝村 白老町」を「大空町 白老町 洞爺湖町」に、「日高町 平取町 三石町 えりも町」を「平取町 えりも町 新ひだか町」に改める。

別表第6中「北見市」を「北見市 岩見沢市」に、「倶知安町 栗沢町」を「倶知安町」に、「早来町 厚真町 穂別町」を「厚真町 安平町 むかわ町」に改める。

附 則

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の4の項の改正規定 公布の日

(2) 別表第3の改正規定中「知内町 上磯町」を「伊達市 北斗市 知内町」に改める部分（伊達市に係る部分を除く。）及び附則第4項の規定 平成18年2月1日

(3) 別表第2の改正規定中「登別市」を「登別市 伊達市」に改める部分及び「虻田町 大滝村 早来町 日高町 平取町 三石町」を「洞爺湖町 平取町」に改める部分（大滝村及び日高町に係る部分に限る。）、別表第3の改正規定中「知内町 上磯町」を「伊達市 北斗市 知内町」に改める部分（伊達市に係る部分に限る。）及び「虻田町 大滝村 日高町 三石町」を「洞爺湖町」に改める部分（大滝村及び日高町に係る部分に限る。）、別表第4の改正規定中「恵庭市」を「恵庭市 伊達市」に改める部分及び「虻田町 大滝村 早来町 日高町 平取町 三石町」を「洞爺湖町 平取町」に改める部分（大滝村及び日高町に係る部分に限る。）、別表第5の改正規定中「登別市」を「登別市 伊達市」に改める部分、「虻田町 大滝村 白老町」を「大空町

白老町 洞爺湖町」に改める部分（大滝村に係る部分に限る。）及び「日高町 平取町 三石町 えりも町」を「平取町 えりも町 新ひだか町」に改める部分（日高町に係る部分に限る。）並びに附則第5項及び第6項の規定 平成18年3月1日

(4) 別表第2の改正規定中「虻田町 大滝村 早来町 日高町 平取町 三石町」を「洞爺湖町 平取町」に改める部分（三石町に係る部分に限る。）、別表第3の改正規定中「虻田町 大滝村 日高町 三石町」を「洞爺湖町」に改める部分（三石町に係る部分に限る。）、別表第4の改正規定中「虻田町 大滝村 早来町 日高町 平取町 三石町」を「洞爺湖町 平取町」に改める部分（三石町に係る部分に限る。）、別表第5の改正規定中「利尻町 女満別町」を「利尻町」に改める部分、「虻田町 大滝村 白老町」を「大空町 白老町 洞爺湖町」に改める部分（大空町に係る部分に限る。）及び「日高町 平取町 三石町 えりも町」を「平取町 えりも町 新ひだか町」に改める部分（三石町及び新ひだか町に係る部分に限る。）並びに附則第7項及び第8項の規定 平成18年3月31日

2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の1の項から4の項までの左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律（以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては洞爺湖町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、洞爺湖町長のした処分その他の行為又は洞爺湖町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際改正後の条例別表第1の1の項から3の項までの左欄に掲げる事務に係る農地法（昭和27年法律第229号）の規定により北村長若しくは早来町長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に同法の規定により北村長若しくは早来町長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、知事のした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

4 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際改正後の条例別表第1の2の項の左欄に掲げる事務に係る農地法の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該規定の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては北斗市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、北斗市長のした処分その他の行為又は北斗市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

5 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の際改正後の条例別表第1の1の項から4の項までの左欄に掲げる事務に係る法の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該規定の施行の日前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては伊達市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法の適用については、伊達市長のした処分その他の行為又は伊達市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

6 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の際改正後の条例別表第1の1の項から4の項までの左欄に掲げる事務に係る法の規定により日高町長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該規定の施行の日前に法の規定により日高町長に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法の適用については、知事のした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

7 附則第1項第4号に掲げる規定の施行の際改正後の条例別表第1の4の項の左欄に掲げる事務に係る農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該規定の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては大空町長若しくは新ひだか町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、大空町長若しくは新ひだか町長のした処分その他の行為又は大空町長若しくは新ひだか町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

8 附則第1項第4号に掲げる規定の施行の際改正後の条例別表第1の1の項から3の項までの左欄に掲げる事務に係る農地法の規定により三石町長がした処

分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該規定の施行の日前に同法の規定により三石町長に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、知事のした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第135号

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中「釧路市」を「釧路市 北見市」に、「石狩市」を「石狩市 北斗市」に、「木古内町 上磯町」を「木古内町」に、「佐呂間町 常呂町」を「佐呂間町」に、「虻田町 白老町 鶴川町 門別町」を「白老町 洞爺湖町 むかわ町 日高町」に改める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表の改正規定中「石狩市」を「石狩市 北斗市」に、「木古内町 上磯町」を「木古内町」に改める部分 平成18年2月1日

(2) 別表の改正規定中「虻田町 白老町 鶴川町 門別町」を「白老町 洞爺湖町 むかわ町 日高町」に改める部分（門別町及び日高町に係る部分に限る。）

平成18年3月1日

(3) 別表の改正規定中「釧路市」を「釧路市 北見市」に改める部分及び「佐呂間町 常呂町」を「佐呂間町」に改める部分 平成18年3月5日

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第136号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「石狩市」を「石狩市 北斗市」に、「知内町 上磯町」を「知内町」に、「枝幸町 東藻琴村」を「枝幸町」に、「虻田町 白老町 早来町」を「大空町 白老町」に、「鶴川町 平取町 門別町」を「洞爺湖町 安平町 むかわ町 日高町 平取町」に改める。

別表第3中「枝幸町 女満別町」を「枝幸町」に、「斜里町 留辺蘂町」を「斜里町」に、「雄武町」を「雄武町 大空町」に、「虻田町 壮瞥町」を「壮瞥町」に、「早来町 厚真町 鶴川町 門別町 静内町 浦河町」を「厚真町 洞爺湖町 安平町 むかわ町 日高町 浦河町 新ひだか町」に改める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2の改正規定中「石狩市」を「石狩市 北斗市」に、「知内町 上磯町」を「知内町」に改める部分 平成18年2月1日
- (2) 別表第2の改正規定中「鶴川町 平取町 門別町」を「洞爺湖町 安平町 むかわ町 日高町 平取町」に改める部分（門別町及び日高町に係る部分に限る。）及び別表第3の改正規定中「早来町 厚真町 鶴川町 門別町 静内町 浦河町」を「厚真町 洞爺湖町 安平町 むかわ町 日高町 浦河町 新ひだか町」に改める部分（門別町及び日高町に係る部分に限る。） 平成18年3月1日
- (3) 別表第3の改正規定中「斜里町 留辺蘂町」を「斜里町」に改める部分 平成18年3月5日
- (4) 別表第2の改正規定中「枝幸町 東藻琴村」を「枝幸町」に改める部分及び「虻田町 白老町 早来町」を「大空町 白老町」に改める部分（大空町に係る部分に限る。）並びに別表第3の改正規定中「枝幸町 女満別町」を「枝幸町」に改める部分、「雄武町」を「雄武町 大空町」に改める部分及び「早来町 厚

真町 鶴川町 門別町 静内町 浦河町」を「厚真町 洞爺湖町 安平町 むかわ町 日高町 浦河町 新ひだか町」に改める部分（静内町及び新ひだか町に係る部分に限る。） 平成18年3月31日

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第137号

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項中「（学校職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該学校職員を除く。）」を削り、「前条第2項」を「第9条第2項」に改め、同条第3項中「日常生活を営むのに支障がある」及び「（以下この項において「要介護者」という。）」を削り、「養育」を「養育する」に、「要介護者のある学校職員が当該要介護者を介護」と、「第16条第1項に規定する者（以下この項及び次項において「要介護者」という。）のある学校職員が当該要介護者を介護する」と、」に改め、「（学校職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該学校職員を除く。）」を削り、「介護」と読み替える」を「介護する」と読み替える」に改め、同条を第9条の3とし、第9条の次に次の1条を加える。

（育児又は介護を行う学校職員の早出遅出勤務）

第9条の2 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員（学校職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該学校職員を除く。次条第2項において同じ。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該学校職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、学校職員が育児を行うためのも

のとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。)をさせるものとする。

2 前項の規定は、第16条第1項に規定する者を介護する学校職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員（学校職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該学校職員を除く。次条第2項において同じ。）が当該子を養育する」とあるのは「第16条第1項に規定する者（以下この項において「要介護者」という。）のある学校職員が当該要介護者を介護する」と、「育児」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、第1項（前項において準用する場合を含む。）に規定する早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

北海道立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第138号

北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規定する高等学校」の次に「、中等教育学校」を、「並びに高等学校」の次に「及び中等教育学校」を加える。

第2条の次に次の1条を加える。

（中等教育学校）

第2条の2 北海道が設置する中等教育学校の名称及び位置は、別表第1の2のとおりとする。

第4条中「（以下「授業料等」という。）」を削り、同条に次の2項を加える。

2 中等教育学校においては、入学検定料、進級料（前期課程を修了した者が後期課程に進級するに際して徴収する費用をいう。以下同じ。）及び入学科（後期

課程に入学する者（転学をする者及び編入学をする者を含む。以下同じ。）に係るものに限る。）を徴収する。

3 前項に定めるもののほか、中等教育学校（後期課程に限る。）においては、授業料及び寄宿舎使用料を徴収する。

第5条中「授業料等」を「前条第1項に規定する授業料その他の費用（以下「高等学校の授業料等」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条第2項及び第3項に規定する入学検定料その他の費用（以下「中等教育学校の入学検定料等」という。）の額は、次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 2,200円
- (2) 進級料及び入学科 5,650円
- (3) 授業料 年額11万5,200円
- (4) 寄宿舎使用料 月額1,050円

第6条第2項中「授業料等」を「高等学校の授業料等及び中等教育学校の入学検定料等」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 中等教育学校の後期課程に進級し、若しくは入学する者又はその者の学資を主として負担する者が平成7年の兵庫県南部地震による被災者である場合における第7条の規定の適用については、当分の間、同条中「授業料」とあるのは、「授業料、進級料、入学科」とする。

別表第1 北海道江差南高等学校の項、北海道芦別総合技術高等学校の項及び北海道砂川北高等学校の項を削り、同表中「北海道室蘭東高等学校」を「北海道室蘭東翔高等学校」に改め、同表北海道豊浦高等学校の項を削る。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第1の2（第2条の2関係）

中等教育学校	
名 称	位 置
北海道登別明日中等教育学校	登別市

別表第4中	北海道室蘭養護学校	(本校)	室蘭市	を「北
		太陽の園分校	伊達市	

海道室蘭養護学校	室蘭市
----------	-----

に改める。

別表第5 授業料の項中「15,600円」を「31,200円」に、「840円」を「1,690円」に改め、同表通信教育受講料の項中「150円」を「320円」に改め、同表中「1 単

位	840円
---	------

を「1 単位

1,690円

に改める。

附 則

1 この条例は、平成18年11月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1、別表第4及び別表第5の改正規定並びに次項から附則第5項までの規定 平成18年4月1日

(2) 第1条の改正規定（「規定する高等学校」の次に「、中等教育学校」を加える部分に限る。）、第2条の次に1条を加える改正規定及び別表第1の次に1表を加える改正規定 平成19年4月1日

2 平成18年度に北海道立高等学校の定時制の課程（学年による教育課程の区分を設けない課程を除く。）及び専攻科（以下「道立高校の定時制課程等」という。）に入学した者に係る授業料の額についてのこの条例による改正後の北海道立学校条例（以下「改正後の条例」という。）別表第5の規定の適用については、同表授業料の項中「31,200円」とあるのは、「23,400円」とする。

3 前項に定めるもののほか、改正後の条例別表第5の規定の適用については、平成18年度に限り、同表授業料の項中「1,690円」とあるのは「1,260円」と、同表通信教育受講料の項中「320円」とあるのは「240円」と、同表科目受講料の項中「1,690円」とあるのは「1,260円」とする。

4 平成18年3月31日において現に道立高校の定時制課程等の生徒であった者に係る授業料の額は、当該者が専攻科に入学する場合を除き、改正後の条例別表第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 平成18年4月1日以後において、道立高校の定時制課程等に転学若しくは転籍又は編入学をした者に係る授業料の額は、改正後の条例別表第5及び前項の

規定にかかわらず、当該者が転学若しくは転籍又は編入学をした年次に属する在学者に係る額と同額とする。

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第139号

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1の27の項中「第59条の2第5項（同法第66条第2項において準用する場合を含む。）」を「第59条第5項」に改め、同表の28の項中「第59条の2第9項（同法第66条第2項において準用する場合を含む。）」を「第59条第9項」に改め、同表の29の項中「第59条の2第10項（同法第66条第2項において準用する場合を含む。）」を「第59条第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第140号

北海道警察組織条例の一部を改正する条例

北海道警察組織条例（昭和29年北海道条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第3 釧路方面広尾警察署の項中「、忠類村」を削り、同表北見方面網走警察署の項を次のように改める。

同	網走市	網走市
網走警察署	網走市	網走郡女満別町、東藻琴村

附 則

この条例は、平成18年2月6日から施行する。ただし、別表第3北見方面網走警察署の項の改正規定は、同年3月5日から施行する。

